

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（140）

2. 日時：令和4年4月5日（火）10：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、北嶋補佐、高橋係長、山下係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第8条（内部火災）に関し火災防護対象機器の選定の考え方、及び第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に関し審査会合でのコメントへの回答について説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 火災防護対象機器の選定では、フローに則り原子炉の安全停止に必要な機器等を選定するとしているが、本フローでは、原子炉の安全機能（止める、冷やす、閉じ込める）の一部喪失を許容するような選定の方法に見えるため、選定フローを見直すこと。
- 格納容器（床下）など、「危険物の規制に関する政令」における基準の特例（第23条）によって火災感知器の設置等の適用除外を受けた場所について、消防法令上、設置が免除されているような場合であっても、原子

炉等規制法その他関連規則に基づけば設置を要求することになるため、当該場所への火災感知器の設置等の方法を検討すること。

- 本日説明のなされなかった第7条（人の不法な侵入等の防止）、第10条（誤操作の防止）及び第11条（安全避難通路等）の説明については、次回以降のヒアリングにおいて聴取する。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：第8条（火災による損傷の防止）に係る説明書「火災防護対象機器の選定及び適用する火災防護対策」

資料2：第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書「炉心損傷防止措置、格納容器破損防止措置の資機材及び手順」〈指摘回答（コンクリート遮へい体冷却系）〉

資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第7条（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）に係る説明書

資料4：第10条（誤操作の防止）に係る説明書

資料5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第10条（誤操作の防止）に係る説明書

資料6：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第11条（安全避難通路等）に係る説明